

議案第169号

職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給料の調整額に関する条例（平成18年大阪市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「更生相談所又は西成区保健福祉センター分館」を「西成区保健福祉センター分館（福祉局の事務所で西成区保健福祉センター分館に併設されるものを含む。）」に改め、同項第3号中「児童院又は」を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

説 明

給料の調整額の支給対象となる職員の範囲を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の給料の調整額に関する条例（抄）

（支給対象及び支給額）

第2条 調整額は、次の各号に掲げる職員に対し、当該各号に定める月額を支給する。

(1) 更生相談所又は西成区保健福祉センター分館（福祉局の事務所で西成区保健福祉センター分館に併設されるものを含む。）に勤務する職員 省 略

(2) 省 略

(3) 児童院又はこども相談センター一時保護所に勤務する職員のうち、入所者又は通所者に対する生活指導に直接従事することを本務とするもの 省 略

(4)～(9) 省 略

2 - 3 省 略